

公立陶生病院組合 公告

下記の業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公立陶生病院組合契約規則第7条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年7月12日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 公立陶生病院中央棟外来棟建替事業に係る移転業務
- (2) 業務場所 瀬戸市西迫分町160番地
- (3) 履行期間 業務委託契約締結の翌日から平成30年12月28日
- (4) 業務概要 公立陶生病院中央棟外来棟建替事業における東棟（新棟）開院に伴い発生する移転業務

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に対象業務（役務の提供等：運搬・保管等）に係る業種が登載されている者。
- ③ 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

(2) 同種業務の実績

平成24年度から平成28年度の間、病院において入院患者搬送を伴う移転業務を直接受注し、実施した実績がある者とする。ただし、入院患者の搬送実績については直接搬送、間接搬送（搬送補助等）を問わない。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、平成29年7月27日（木）に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

- (1) 資格確認申請書の配布期間
平成29年7月12日（水）から平成29年7月21日（金）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (2) 資格確認申請書の提出期間
平成29年7月12日（水）から平成29年7月21日（金）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (3) 時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (4) 提出部数
1部
- (5) 提出場所
公立陶生病院 経営戦略室
- (6) その他
(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 募集要項の配布

公募型プロポーザル参加を希望する者に対して公立陶生病院中央棟外来棟建替事業に係る移転業務受託者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を行う。

- (1) 募集要項の配布期間
平成29年7月12日（水）から平成29年7月21日（金）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (2) 配布時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (3) 配布場所
公立陶生病院 経営戦略室

5 説明会の開催

確認通知書によりその適格が認められた者を対象として、次のとおり説明会を実施する。

- (1) 開催日時
平成29年8月1日（火）午後2時から
- (2) 開催場所
公立陶生病院 西棟1階 第3会議室（西棟1階売店前に集合）

(3) その他

説明会参加人数は1社3名までとする。

6 企画提案書の提出方法等について

確認通知書によりその適格が認められた者は、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。

(1) 企画提案書の提出期間

平成29年7月28日(金)から平成29年8月10日(木)まで
(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 提出部数

正本1部 副本5部

(4) 提出場所

公立陶生病院 経営戦略室

(5) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

(ウ) 企画提案書の提出時に確認通知書を持参すること。

7 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

(1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。

(2) 公募型プロポーザルを実施した結果、事業者として相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

8 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

9 問い合わせ先

公立陶生病院 経営戦略室

瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1656 (ダイヤルイン)